

成年後見制度について

鳥取県弁護士会 弁護士 水田 敦 士

1 法定後見制度の概要（成年後見制度の現状 【資料1-4】）

*任意後見制度（任意後見契約）

：判断能力に問題がない時点で、判断能力が減退・喪失した時に備えて、予め、自己の生活、療養看護、財産の管理に関する事務の全部または一部を第三者に委ねる旨の任意後見契約を締結しておくもの。

（方式）公正証書による。

（効力）将来、実際に判断能力が減退・喪失した場合に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任を申し立て、裁判所から任意後見監督人が選任されたときに、契約が発効。

（共通点）裁判所の関与の下で職務を行う。

2 手続きの一般的な流れ

(1) 家裁に申立て（本人の同意は不要（保佐人も不要、補助は必要））

*身寄りのない65歳以上の高齢者などは市町村申立て。

*申立書式、添付書類は家裁のホームページから。

(2) 審判手続

ア 申立人、後見人候補者との面接。

イ 医師による精神鑑定（省略される場合もある）。

ウ 親族照会（書面等により申立ての内容や後見人等候補者を伝える）

エ 本人の陳述

(3) 審判

*後見開始の審判とあわせて成年後見人を選任。共同で選任された場合、事務や権限を分掌。

本人に高額の財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合、弁護士、司法書士、社会福祉士など法律や福祉に関する第三者の専門家を成年後見人に選任する場合がある。また、成年後見人の

仕事を監督する役目を持つ成年後見監督人を第三者の専門家から選任することもある。

*不服があれば、審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に即時抗告が可能。

(4) 審判確定

(5) 登記

*成年後見人の仕事を行うにあたっては、成年後見人として選任されていることの登記事項証明書が必要になることが多い。

*家裁が東京法務局に審判の内容を登記してもらうよう囑託。また、家裁から成年後見人等に対して、「成年後見人の職務について」という書面が送付。

(6) 初回財産目録作成

*遅滞なく本人の財産を調査し、1か月以内に後見予算表（年間収支の予定）、財産目録及び後見事務報告書を作成し、家庭裁判所に提出する。

*申立て時に提出した財産目録は後見等開始の審理のためのものであるのに対し、選任後の提出は、法律で定められた後見人の義務。

(7) 後見人による本人の財産管理、身上監護等の任務遂行。

(8) 本人死亡により後見事務終了。

*任務終了に伴う事務。

3 成年後見人の職務

(1) 就職時の事務

ア 本人の財産調査。

イ 1か月以内に後見予算表、財産目録及び後見事務報告書を作成し、家庭裁判所に提出。

(2) 通常の仕事

ア 本人の財産の全般的な管理権とともに代理権に基づいて、全般的に預貯金に関する取引、必要な費用の支払い等の財産管理と、医療や介護に関する契約等の身上監護について、本人を代理して事務や契約を行う。

イ 取消権に基づいて本人が行った契約などを取り消す。

(3) 身上監護

: 医療や住居確保、施設の入退所、介護・生活維持の事務、教育・リハビリなど。

ただし、成年後見人は法定代理人に留まるから、自ら介護などの事実行為をしないといけない訳ではない。

以上